

令和6年度第1回

青梅市都市計画審議会

議 事 録

令和6年度第1回青梅市都市計画審議会議事録

○ 開催日時 令和6年10月18日（金）午前10時00分

○ 会場 青梅市役所 議会棟3階 大会議室

○ 出席者（19人）

委員

中井 検 裕 会長

寺島 和 成 委員

井上 たかし 委員

藤野 ひろえ 委員

長谷川 真 弓 委員

中村 洋 介 委員

西浦 定 継 委員

福田 託 也 委員

大野 智 永 委員

吉澤 美 奈 委員

茂木 亮 輔 委員

ぬのや 和 代 委員

目黒 え り 委員

森村 隆 行 委員

松永 重 徳 委員

三浦 和 広 委員

野崎 孝 幸 委員

近藤 誠 二 委員

加藤 仁 志 委員

○ 説明のため出席した者の職氏名（8人）

副市長 小山 高 義 環境部長 川島 正 男

都市整備部長 木崎 雄 一 公園緑地課長 塚田 正 巳

農業委員会事務局長 並木 徹 二 都市計画課長 木下 茂

公園緑地課みどり推進係長 川島 岳 都市計画課計画係長 南 宜 克

令和6年度第1回青梅市都市計画審議会 議事日程

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状の交付
- 3 会長の選任
- 4 説明者の職氏名の報告
- 5 議事録署名委員の指名
- 6 諮問事項
 - (1) 青梅都市計画生産緑地地区の変更について
 - (2) 特定生産緑地の指定について
- 7 協議事項
 - (1) 青梅市都市計画マスタープランの改定について
 - (2) 青梅市みどりの基本計画の改定について
- 8 その他

(都市計画課長)

おはようございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

初めに御報告がございます。

本日、市長は、公務の都合上、欠席となりまして、本審議会には、副市長に御出席いただいておりますので、御了承いただければと存じます。

以降、着座にて失礼いたします。

それでは、開会前に、本日の会議資料について、事前に郵送にてお配りしてありますA4判の「資料リスト」とともに、御確認をお願いできればと存じます。

資料1-1 青梅都市計画生産緑地地区の変更(案)

資料1-2 生産緑地地区の削除・追加一覧表

資料1-3 生産緑地地区制度について

資料2-1 特定生産緑地指定書

資料2-2 特定生産緑地指定図

資料2-3 特定生産緑地の指定状況

資料3-1 青梅市都市計画マスタープラン 計画検討の経緯

資料3-2 青梅市都市計画マスタープランの改定にかかる
市民アンケート調査 集計結果(ダイジェスト版)

資料3-3 青梅市都市計画マスタープラン改定に関する主要検討事項

資料3-4 青梅市都市計画マスタープラン素案(たたき案)

資料3-5 青梅市都市計画マスタープラン改定 今後のスケジュール

資料4-1 青梅市みどりの基本計画 検討経緯

資料4-2 青梅市みどりの基本計画 アンケート調査結果概要

資料4-3 青梅市みどりの基本計画改定に関する主要検討事項

資料4-4 青梅市みどりの基本計画 改定骨子(案)

資料番号が振ってございませんが、

「青梅市都市計画審議会委員名簿」

「令和5年度第3回青梅市都市計画審議会議事録」

となります。

そこで、資料についてお詫びがございます。

先日、メール送付させていただきましたが、「資料1-1」、

「資料 1 - 2」および「資料 2 - 1」につきまして記載内容の一部に誤りがございました。

本日、机上にて当日配布させていただいた、資料番号の上に「差替え」と表記しているものに、それぞれ差し替えさせていただきたいと存じます。

なお「資料 1 - 1」につきましては、大変恐縮ですが、後ほど該当ページのみ、一部差し替えをお願いできればと存じます。

修正箇所と内容につきましては、後ほど内容説明の際にも御説明させていただきます。

お手数おかけしまして、誠に申し訳ございませんでした。

本日の資料については、議事日程を含めると、18種類となります。不足がありましたら事務局までお申し出ください。

(委員)

よろしいでしょうか。

資料 4 - 1 が見当たりません。

(都市計画課長)

大変失礼いたしました。

ただいま事務局の方でお持ちいたします。

それではよろしいですかね。

本日の審議会に当たりましては、委員の任期満了などにより、新たな委員が選出されております。

また、現在、会長および会長職務代理者が不在となっております。

このため、会長が決定するまでの議事進行につきましては、学識経験者の選出委員として、年長者であられます委員に仮議長をお願いし、進めていただきたいと存じます。

委員、議長席の方へ、御移動をよろしくお願いいたします。

○ 開 会

(仮議長)

改めまして、皆様おはようございます。

ただいま、仮議長ということで指名をいただきましたので、これから、私の方で進めさせていただきたいと思います。

皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、着座にて進めさせていただきたいと思います。

ただいまから、令和6年度第1回青梅市都市計画審議会を開会いたします。

議事日程に従い、議事を進めさせていただきます。

初めに、副市長より御挨拶をお願い申し上げます。

1 副市長あいさつ

(副市長)

皆様、おはようございます。

本来であれば、市長から御挨拶申し上げるところでございますが、公務の都合上、市長が欠席となりますので、私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、令和6年度第1回青梅市都市計画審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より、青梅市の都市計画行政に対しまして、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の審議会は新たな委員として5名の方をお迎えし、会長の選任もでございますので、新たな体制として、本市における都市計画に関する御審議をお願いできればと存じます。

そこで、本日の諮問事項につきましては、「青梅都市計画生産緑地地区の変更について」および「特定生産緑地の指定について」の2件であります。

また、協議事項につきましては、「青梅市都市計画マスタープランの改定について」および「青梅市みどりの基本計画の改定について」の2件であります。

いずれも、本市の都市計画にとって、重要な案件でありますので、慎重な御審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(仮議長)

ありがとうございました。

本日の審議会であります。委員の皆様、全員の御出席をいただいております。

大変ありがとうございます。

2 委嘱状の交付

(仮議長)

続きまして、議事日程「2 委嘱状の交付」を行います。

事務局より、説明および進行をお願いいたします。

(都市計画課長)

はい。都市計画課長です。

委嘱状の交付について御説明いたします。

私から順次、お名前を申し上げますので、その場で御起立いただき、副市長より、直接、委嘱状を交付させていただきます。

なお、日付については委嘱日となっておりますので、御承知おきください。

初めに、学識経験者の委員からとなります。

<学識経験者 5名へ副市長より委嘱状交付>

続いて、関係行政機関の委員になります。

<関係行政機関 3名へ副市長より委嘱状交付>

続いて、市民委員になります。

<市民委員 2名へ副市長より委嘱状交付>

委嘱状の交付は以上であります。

(仮議長)

ただいま、委嘱状の交付は終わりました。

ここで新たに、審議会委員の委嘱を受けられました、5名の委員の方より、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思えます。

初めに、委員よろしくお願ひします。

(委員)

西多摩建設事務所長でございます。

管内の道路、河川等の整備を所管しております。

よろしくお願ひします。

(仮議長)

次に、委員お願ひいたします。

(委員)

青梅消防署長でございます。

今回、委員に選任されまして、青梅市が安心安全な街になるような目線で、会議に参加させていただきます。

よろしくお願ひします。

(仮議長)

次に、委員お願ひいたします。

(委員)

多摩建築指導事務所建築指導第三課長と申します。

我々は、建築指導行政を担当しておりまして、都市計画にも密接に関わりますので、この審議会に参加させていただき、少しでもまちづくりに協力していきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

(仮議長)

次に、委員お願いいたします。

(委員)

初めての経験となりますけれども、微力ながら頑張りたいと思います。
よろしく申し上げます。

(仮議長)

次に、委員お願いいたします。

(委員)

市民委員です。

子供たちの未来のために、住みやすい青梅市になってほしいと思います。
よろしく申し上げます。

(仮議長)

ありがとうございました。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

3 会長の選任

(仮議長)

続きまして、議事日程「3 会長の選任」を行います。

当審議会の会長につきましては、当審議会条例第4条第1項の規定にもとづき、学識経験者の委員のうちから互選により、定めることとされております。

よって、学識経験者の委員のどなたかを推薦いただきたく、皆様方にお諮りをする形でよろしいでしょうか。

(委員)

< 異議なしの声 >

(仮議長)

ありがとうございます。

異議なしということでございます。

それでは、どなたか推薦の御発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

はい、議長。

(仮議長)

はい、委員。

(委員)

私は、東京工業大学名誉教授の委員を会長に推薦いたします。

委員は、都市計画を専門とされ、高い見識をお持ちであり、これまで国や地方自治体の都市計画などにも精通されております。

青梅市都市計画審議会におかれましても、長年、会長を務めていただいております。都市計画マスタープランのほか、みどりの基本計画など、様々な計画策定に御尽力いただいております。青梅市の状況をよく御理解いただいているものと思います。

こうした点から、会長には最も適任だと思います。

引き続き、委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様、御賛同いただけないでしょうか。

(仮議長)

ほかに発言はございませんでしょうか。

ほかに発言がないようでございますので、お諮りしたいと思います。

委員を、当審議会の会長に選任することに、御異議ございませんでしょうか。

(委員)

< 異議なしの声 >

(仮議長)

ありがとうございます。

「異議なし」とのことですので、引き続き委員に、当審議会の会長をお願いいたします。

それでは、会長が決定いたしましたので、会長に議長をお願いいたしまして、私の務めはこれで終わらせていただきたいと思います。

御協力ありがとうございました。

それでは席の方を移動させていただきます。

(会長)

それでは、引き続き、当審議会の会長を務めさせていただくことになりました。

どうぞよろしくをお願いいたします。

都市計画審議会はまちづくりに関する、非常に重要な審議会でございます。

全国的にまちづくりは色々と課題を抱えておりまして、大きく分けると、人口減少への対応、さらには防災のまちづくり、安全安心の話、さらに中心市街地をはじめとして、どうやって街を活性化させていくかという経済発展の課題、最後に環境、カーボンニュートラル等を、どう、まちづくりに貢献していくかという課題を抱えております。

当審議会における議題も、このようなことに関わる議題が、これから次々と出てまいるというふうに予想をしております。

皆様方の闊達な意見交換の上に、スムーズに青梅市のまちづくりの行く末を、本審議会で決めてまいりたいと思いますので、引き続き、どうぞ皆様方の御協力よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、今期の初めにあたりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

4 説明者の職氏名の報告

(会長)

それでは、会長として議事を進めてまいりたいと思います。

それでは議事日程「4 説明者の職氏名の報告」を事務局より、お願いいたします。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長どうぞ。

(都市計画課長)

本日出席しております説明者を御報告いたします。

初めに、都市整備部長、環境部長、公園緑地課長、農業委員会 事務局長、都市計画課 計画係長、公園緑地課 みどり推進係長です。そして、私、都市計画課長でございます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

5 議事録署名委員の指名

(会長)

ありがとうございました。

続きまして、議事日程「5 議事録署名委員の指名」に移ります。

議事録署名委員につきましては、議長のほかに、議長が指名する委員を名簿記載順に指名しております。

本日の審議会の議事録署名については、委員を指名いたします。

どうぞよろしく申し上げます。

6 諮問事項

(1) 青梅都市計画生産緑地地区の変更について

(会長)

それでは本日の議事の内容に入ってまいりたいと思います。

本日は2件、諮問事項がございます。

いずれも生産緑地に関する事項でございます。

まずは議事日程「6 諮問事項(1) 青梅都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。

諮問書の朗読は省略し、諮問内容について担当より御説明お願いいたします。

(都市整備部長)

議長、都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長。

(都市整備部長)

以降、着座にて説明させていただきます。

それでは、「青梅都市計画生産緑地地区の変更」につきまして御説明申し上げます。

「生産緑地地区」は、都市計画法第8条の規定にもとづく「地域地区」であり、市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することにより、公害や災害の防止に役立てるとするとともに、良好な都市環境の形成を図ることを目的としております。

また、生産緑地法では、原則、指定から30年間、農地以外の利用が制限されますが、主たる従事者の死亡や故障、期間経過等、特別な理由がある場合に限り、市に対し、買取り申出が可能となり、市が買取らない場合には、行為制限が解除されるものと定められてございます。

今回、お諮りする変更案は、行為制限が解除された生産緑地について、都市計画法の「生産緑地地区」から削除するほか、令和5年度の新規募集により、新たに生産緑地とするものについて、「生産緑地地区」に指定し

ようとするものであります。

変更（案）の詳細につきまして、担当課長より御説明させていただきますので、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（都市計画課長）

議長、都市計画課長です。

（会長）

都市計画課長。

（都市計画課長）

それでは、「青梅都市計画生産緑地地区の変更」につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料 1 - 1 の表紙をおめくりいただき、1 ページを御覧ください。

今回の変更は、部長の要旨説明にありましたとおり、「指定から 30 年の期間経過や、主たる従事者の死亡などによる買取り申出により、行為制限が解除された生産緑地を地区から削除するもの」、および、「新たに追加指定するものとする農地」について、都市計画変更を行おうとするものであります。

次に、2 ページを御覧ください。

生産緑地地区の「都市計画変更スケジュール」であります。

今回の都市計画変更の対象につきましては、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月末日までの買取り申出により、行為制限が解除された生産緑地と、令和 5 年度の追加募集により、指定基準を満たした農地であります。

これまでの手続であります。都市計画案を作成したのち、本年 7 月 3 日に東京都へ協議書を提出しております。都からは、7 月 18 日付けで、「意見なし」との協議結果通知書を受理しております。

また、農業委員会へ意見照会を行い、本年 7 月 25 日付けで「支障ありません」との御回答をいただいております。

これらを受けまして、都市計画法第 17 条の規定にもとづき、本年 8 月 19 日から 9 月 2 日までの 2 週間、都市計画案の公告・縦覧を行い、本日、

当審議会にお諮りするものであります。

なお、この縦覧期間において、意見書の提出はありませんでした。

今後は、本日の御審議を経て、令和7年1月1日付けで都市計画変更の決定・告示を予定しております。

次に、3ページを御覧ください。

生産緑地地区の「変更内容」であります。

今回の変更は、生産緑地地区の面積を「約113.13ヘクタール」にしようとするものであり、理由は行為制限の解除による地区の一部削除を行うとともに、適正に管理されている農地を追加するものであります。

次に4ページを御覧ください。

こちらのページにつきましては、本日、差替えさせていただきましたが、右の列、変更後の欄の下段にある現法指定の面積を「102.87ヘクタール」から「103.14ヘクタール」に修正させていただいております。誠に申し訳ございませんでした。

こちらの表であります。左の列が「変更前」、中央が「変更事項」、右の列が「変更後」となっております。

表中、1行目の左から、変更前「673地区、117.04ヘクタール」であった生産緑地地区を、右の列のとおり、「659地区、113.13ヘクタール」に変更しようとするものであります。

変更事項につきましては、中央の列に白丸で記載のとおり、「削除のみ」が70筆、4.18ヘクタールの減であります。

「削除のみ」の70筆の内訳につきましては、「行為制限解除」によるものが67筆と、面積の大部分を占め、「公共施設転用」による削除が3筆、0.01ヘクタールであります。

また、その下にあります白丸、「追加のみ」が令和5年8月から追加募集した9筆、0.27ヘクタールとなります。

続きまして、次のページからは、総括図および計画図となります。

まず、「総括図」であります。資料の一番後ろに袋綴じにて封筒の中に入れてありますが、A0判で細かな図面となりますので、後ほど、お目通しをいただければと存じます。

この総括図は、青梅市の全体図に生産緑地地区の区域を黒枠で表示しており、今回削除する区域を黒塗り、追加する区域を灰色で表示してありま

す。非常に細かい記載となっておりますので、説明は変更箇所周辺を拡大表示しております「計画図」にて説明させていただきます。

1枚おめくりいただくと、ここからが「計画図」となりA3横版の図面をZ折りにしております。

右上の欄外に、図面番号「青梅市19分の1」と記載しており、19枚で構成しております。図面左下には「凡例」を記載しております。

凡例1行目の黒い実線の区画で、中が白抜きの表示が、昭和49年制定の生産緑地法にもとづく、いわゆる旧法の第1種生産緑地の指定であります。

その下の黒い実線で、中が点線の表示が、平成3年改定の生産緑地法にもとづく、いわゆる新法の生産緑地の指定であります。

その下の、黒い実線で囲われ、中が縦横縞模様の表示が、「今回追加のみを行う区域」となる生産緑地であります。

その下の黒く塗りつぶした表示は、「今回削除のみを行う区域」となります。

それでは、主な変更箇所について御説明いたします。

恐れ入りますが、図面番号の「19分の4」を御覧ください。

この計画図は、梅郷3丁目から5丁目を表示しており、図面中央部が市立第五小学校付近であります。

初めに、図面の中央下、黒く塗りつぶされた「785番」の生産緑地地区を御覧ください。

こちらは、新法による指定がされていた生産緑地でありましたが、「30年の期間経過」を理由に、生産緑地法第10条第2項による買取り申出により、行為制限が解除され、今回削除を行う区域であります。

次に、図面中央左、「281番」の生産緑地であります。

少し分かりづらい表示で大変恐縮ですが、左側の区域の南側が一部黒く塗られている箇所があるかと思えます。

こちらは開発行為による市道の拡幅に伴い、生産緑地法第8条第4項による通知により行為の制限が解除となった区域であり「公共施設転用」となります。

次に、図面中央上、縦横縞模様の「313番」の生産緑地であります。こちらは、今回、生産緑地で追加を行う区域となります。

次に、図面番号「19分の7」を御覧ください。

この計画図は、長淵7丁目から8丁目を表示しており、図面右上が、JA西東京調布支店のある交差点付近であります。

図面中央下、「694番」の生産緑地でありますが、「主たる従事者の死亡」を理由に、生産緑地法10条第2項による制限が解除され、今回削除を行う区域であります。

次に、その左、黒く塗りつぶされた「690番」の生産緑地ありますが、こちらは旧法による指定がされていた生産緑地であり、指定後10年の「期間経過」を理由として、買取り申出により行為制限が解除され、今回削除を行う区域であります。

次に、図面番号「19分の10」を御覧ください。

この計画図は、長淵1丁目から2丁目を表示しております。

図面中央、「733番」の生産緑地でありますが、「主たる従事者の故障」を理由に、生産緑地法第10条第2項による買取り申出により行為制限が解除され、今回削除を行う区域であります。

主な変更内容は以上であります。

次に、資料1-2を御覧ください。

こちらでも本日、差替えさせていただきましたが、1ページ、一番下の「地区番号471」の位置であります、「梅郷4丁目地内」を「今寺4丁目地内」に修正させていただいております。誠に申し訳ございませんでした。

こちらの資料であります。今回、都市計画変更の対象となりました生産緑地地区の「削除・追加一覧表」であり、地区ごとの概要を記載しております。

大変恐縮ですが、後ほど、お目通しいただき、内容の説明につきましては、割愛させていただきます。

最後に資料1-3を御覧ください。

こちらは、都市計画課の窓口等で説明に使用している「生産緑地地区制度について」のパンフレットであります。

制度の概要を取りまとめたものであり、第2章では、この後、説明させていただく「特定生産緑地」に関する事項も記載しておりますので、後ほど、お目通しいただければと存じます。

大変雑駁ですが、「青梅都市計画生産緑地地区の変更について」の説明

は以上となります。

(会長)

どうもありがとうございました。

それでは、これから委員の皆さんから御質問や御意見を承りたいと思います。

発言の際は着座のままで結構でございます。また、マイクのボタンをオンにしてから御発言をお願いいたします。

それでは、御質疑ございますでしょうか。

はい、委員。

(委員)

以前にも御説明いただきましたが、資料 1 - 1 の 4 ページ目のところです。

資料を見ていると、だいぶ生産緑地が減ってきているということがわかりますが、生産緑地として、二酸化炭素を吸収したり、色々な生物の生息空間や市民農園などの、色々な機能があると思うんですけども、これからさらにどんどん減っていくしかないのかどうか、色々なお考えがあると思いますが、今、農林水産省で創設された農地バンク等の制度もありますので、色々な角度から検討を加えていただきたいと思います。

今後どのような構想があるのか、お聞きしたいと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

今回、30年の期間経過や主たる従事者の死亡、故障において、生産緑地は減少傾向であります。

その要因としましては、農業従事者の高齢化や担い手不足など、主な要

因が考えられますが、生産緑地は、相続税や納税猶予の制度、税制面の優遇の措置、貸付の円滑化の法律に伴う支援等、国の動きがございますので、市としましても、今後も有効に活用できるよう取組んでまいりたいと考えております。

(会長)

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、委員。

(委員)

資料の1-2、1ページ目の公共施設の転用欄の「地区番号147、今寺1丁目地内」と「地区番号281、梅郷4丁目地内」の2箇所あると思いますが、この公共施設の転用というのは、どのような施設に転用する予定なのか教えてください。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

今回の公共施設転用につきましては、2箇所ございます。

1件目としましては、図面番号「19分の11」の中央にございます、生産緑地地区「147番」の地区内の一部で、霞川沿いの関係で区域内水路が0.28平方メートル程度ございます。

2件目につきましては、「図面番号19分の4」、こちらは先ほど説明させていただきましたが、左上にある生産緑地地区「281番」の地区内の一部で、今、開発行為が行われておりまして、最終的に市道の一部になるということで、市道の整備のために、2筆、92.94平方メートルを削除する内容となっております。

(会長)

ほかにはいかがでしょう。

委員。

(委員)

資料 1 - 2 の「生産緑地地区の削除・追加一覧表」を見ているのですが、生産緑地がなるべく残ってほしかったと思いますが、買取申出欄を見ますと、期間経過が非常に多いのですが、どうしてこんなに多いのか、そして、青梅市としては、買取申出があった中で、青梅市が買取りをされていないような気がします。その辺りの状況について御説明ください。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

期間経過につきましては、資料 1 - 2、3 ページ目の中段に「参考」という欄がございます。生産緑地法が平成 3 年に改定され、基本的には、それから 30 年経過するものが、期間経過になっており、平成 4 年から平成 6 年辺りが多かった状況であります。買取申出につきましては、随時、買取申出が出てきた段階で、市で受付をしまして、買取るか買取らないのか、関係部署と協議をしまして、買取らないのであれば、農業委員会にあっせんし、最終的には行為制限の解除に繋がってくる手続となっております。

(委員)

市が買取らないことについては、どうお考えでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

買取った事例といたしましては、過去に2件ございます。

まず、平成15年に梅郷4丁目地内において、中道梅園に隣接する生産緑地の買取り申出がありました。こちらにつきましては、梅園として一体的な活用をする目的で買取ったものでございます。

もう1件につきましては、平成30年に今井2丁目地内において、矢端川に隣接する生産緑地の買取り申出があったことから、浸水等の対策として矢端川の水位調整池に活用する目的で買取った事例がございます。

(会長)

ありがとうございます。

委員。

(委員)

私もこれで審議会委員6年目をやっているんですけども、生産緑地の話になりますと、じわりじわりと少しずつ減っていくという状況は変わっておりません。

以前から少し気になったのは、今回、追加のみが9筆ありますが、図面を見ますと、追加といっても、新たに農地が開墾されたわけではないと思いますけれども、それにしてもなぜ、今追加なのかというのが、少し気になりました。ただ、個別の事情なので、なかなかわからないというようなお話が以前にもあったと思うんですけども、傾向等ヒアリング等していれば、伺いたいと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

はい、都市計画課長。

(都市計画課長)

相続等、個人的な事情がございますが、市街地の区域内の農地ということで、相続人の方が、今後また農業をしていきたいというところの観点や税制の優遇、農地の確保等の各事情を踏まえて、追加指定されているものと捉えてまして、特段、傾向などを捉えている状況ではございません。

(委員)

そこで、どうしても事情としてわからないのが、税制の件です。

大前提として、税制優遇されるわけですから、これで指定されれば市としては、ありがたいことだと思います。

ですが、なぜ今まで申請されなかったのか、どうしても不思議に思います。問題だと言っているわけではなく、次の議題の特定生産緑地の問題なども含めて、今から開墾される方はなかなかいないと思いますので、保全のために、今、農地を所有されている方に何かアピールするような、ヒントのようなものがないかといつも思います。漠然としたお話で申し訳ないんですけども、そういったことは感じ取れることはないのでしょうか。

(都市整備部長)

議長、都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長。

(都市整備部長)

ただいま御質問のありました、なぜ今なのか、当初から指定すればよかつたではないか。という観点から申し上げます。

一般論として申し上げますと、当初、所有者さんの家族構成や、社会情勢などを考慮し、宅地化等、農地以外に利用する可能性を考えていたんだと思います。生産緑地に指定することによって制限がかかりますので、指定しなかったのではと思います。改めて、家族構成や将来的なところを考えたときに、これからは生産緑地として保全していく考えになったのではと思います。

(会長)

青梅市の話ではないですが、一般論としては後継者が見つかったという話だと思います。

ほかの自治体だと、農地として使っていないと生産緑地指定できませんから、これまで生産緑地にしてなかったけれども、後継者が決まったので、追加していききたいということは時々あると聞いております。

ほかはいかがでしょうか。

はい、委員どうぞ。

(委員)

細かいところすいません。資料1-1の計画図、4ページ目「786番」です。解除されるところの真ん中が白く抜けてるところは、まだ指定されてるのですか。

抜けてるのは、鉄塔とかですか。ほかの理由なんですか。

周りは全部解除される中で、真ん中だけ解除されないのは、どのような理由ですか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

この四角の抜けてるところは、墓地と認識しております。

(会長)

ほかはいかがでしょうか。

委員。

(委員)

委員の質問に少し関連するんですけども、青梅市の中で生産緑地指定

を受けてる農地と、地主さんが畑をやっているけれども生産緑地指定を受けてない農地があると思うんですけれども、その面積も、割合でも良いので、数字でわかればお答えいただきたいと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

農地の割合についてお答えさせていただきます。今把握している市内の農地が約440ヘクタール程ございまして、割合で恐縮ですが、市街化調整区域が6割程度、市街化区域の生産緑地地区につきましては約3割、それ以外の農地が約1割というような割合になってございます。

(会長)

1割が市街化区域の中の、いわゆる宅地化農地と呼ばれてるものだということですね。

それではこちら議決事項でございますので、ここでお諮りをしたいと思います。

「青梅都市計画生産緑地地区の変更について」でございますが、原案のとおり、決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

< 異議なしの声 >

(会長)

異議ないものとして諮問事項、「青梅都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり決定したものとさせていただきます。

ありがとうございました。

(2) 特定生産緑地の指定について

(会長)

それでは、続いての議題でございますけれども、諮問事項「(2) 特定生産緑地の指定について」でございます。

諮問書の朗読は省略し、諮問内容について担当より説明をお願いします。

(都市整備部長)

議長、都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長。

(都市整備部長)

それでは、「特定生産緑地の指定」につきまして御説明申し上げます。

特定生産緑地は、平成29年の生産緑地法等の一部改正により、新たに創設された制度で、生産緑地地区として都市計画の告示の日から起算して30年を経過する日までに、土地所有者等の意向にもとづき、市が指定するものであります。

特定生産緑地の指定につきましては、都市計画法にもとづく都市計画の決定手続ではございませんが、生産緑地法第10条の2の規定において、「都市計画審議会の意見を聞かなければならない」とされていることから、本日、当審議会にお諮りするものであります。

指定(案)の詳細につきましては、担当課長より御説明させていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長どうぞ。

(都市計画課長)

それでは、「特定生産緑地の指定」につきまして御説明申し上げます。

初めに、特定生産緑地制度の概要について、簡単に御説明いたします。

特定生産緑地は、生産緑地の指定から30年を経過する前に指定することにより、これまでの生産緑地の優遇措置などが10年間延長される制度であります。

特定生産緑地に指定されると、固定資産税、都市計画税の農地評価（農地課税）が継続するとともに、次世代の方が、相続税納税猶予制度を受けることができるなど、税制面の優遇措置が継続されます。

一方で、特定生産緑地の指定をしない場合、指定から30年を経過した後は、いつでも買取り申出ができる状態となりますが、固定資産税、都市計画税は段階的に宅地並み課税に引き上げられ、相続税納税猶予制度も適用されなくなります。

次に、今回、特定生産緑地に指定する区域および面積であります。

お手元の資料2-1を御覧ください。

こちらの資料につきましては、本日、差替えさせていただきましたが、資料中段の第2の表中に3つの区域の位置を記載しておりますが、3つの位置名がすべて誤っておりました。差替え資料のとおり修正させていただいております。誠に申し訳ございませんでした。

こちらの資料であります。第1として「種類および面積」を記載しております。

今回、特定生産緑地として指定しようとする面積は、令和5年度に申請があった、平成7年指定の生産緑地、約0.36ヘクタールであります。

次に、その下、第2の「指定を行う位置および区域」の表を御覧ください。

表の列、中央に記載している「新規指定区域」の項目にある面積が、生産緑地地区ごと、新たに特定生産緑地に指定しようとする面積であります。

また、その右側の「申出基準日」につきましては、当初の指定から30年を経過する日を記載しております。

本日、御審議いただくのは、この3地区（3筆）であります。

次に、資料2-2を御覧ください。

表紙をおめくりいただくと、A3横版の図面をZ折りしておりますが、

右上の欄外に図面番号「5分の1」と記載してあるのが指定図であります。

この指定図は、5枚で構成しております。

非常に細かい数字で恐縮ですが、生産緑地番号とともにその区域を表示しております。

図面右下には「凡例」を記載しております。

凡例1行目の黒い実線で囲われた白抜きの区域が生産緑地に指定されている箇所であります。

その下の緑色に着色している区域が、既に特定生産緑地に指定された区域であります。

その下の桃色に着色している区域が、今回、特定生産緑地に新規指定を行う区域であります。

その下の黒く着色している区域が、特定生産緑地を解除した区域となります。

そこで、今回指定する特定生産緑地ではありますが、図面番号「5分の3」を御覧ください

図面中央が大門から今井周辺の指定状況であります。

桃色に着色している区域が、今回の特定生産緑地新規指定区域であります。図面の中央「241番」が今井2丁目地内で約2,400平米、また、図面左下に小さく桃色に着色しております「421番」が野上町3丁目地内で約550平米の新規指定箇所であります。

次に、図面番号「5分の5」を御覧ください。

図面の上段が師岡町から新町周辺、下段が長淵から友田町周辺の指定状況であります。

図面中央のやや上に「726番」として桃色に着色している区域が、もう一つの新規指定箇所であります。

この区域は、河辺町9丁目地内で約620平米であります。

図面表示が大変細かくて恐縮ですが、今回、御審議いただくのは、只今、御確認いただいた桃色表示3箇所の新規指定区域となります。

次に、資料2-3を御覧ください。

特定生産緑地の指定状況であります。

初めに、上段の表、(1)平成6年指定 生産緑地地区であります。

市内の生産緑地地区の面積は、令和6年1月1日告示で約117,04

ヘクタールであります。

平成6年指定は、表内2行目、約1.57ヘクタールであり、その内、約1.42ヘクタール、面積ベースで、90.4パーセントが特定生産緑地に指定されております。

その下の行、「指定意向無区域」として、特定生産緑地の指定をしない意向を示されている方が、約0.15ヘクタール、面積ベースで全体の約9.6パーセントという状況であります。

次に、下段の表、(2)平成7年指定 生産緑地地区であります。

表内の2行目、全体面積が、約0.36ヘクタール、令和7年12月1日が申出基準日となり、本審議会にて初めて提示させていただく内容となります。

そこで、表内の3行目、網掛けの部分が、本日、御審議いただく特定生産緑地新規指定の0.36ヘクタールの3筆であり、位置は、先ほど御説明させていただいた箇所となります。

最後に、資料はございませんが、今後のスケジュールとしましては、本日御審議いただいた結果を踏まえ、速やかに指定に向けた公示手続を行ってまいります。

大変雑駁ですが、「特定生産緑地の指定について」の説明は以上となります。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

御発言を希望される方は、挙手をお願いします。

いかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

特定生産緑地の申請をしているということですが、調べたら申請率が高いのが立川市で97パーセント、また、低いのは川口市で52パーセントということなんですが、青梅市では、特定生産緑地について、どのような申請状況と考えていいでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

指定割合の経緯でございます。

まず、平成4年指定の生産緑地につきましては、89.7パーセント、平成5年指定の生産緑地につきましては、76.4パーセント、平成6年指定の生産緑地につきましては、90.4パーセントで、今回御審議いただいている平成7年の指定につきましては、100パーセントという形でございます。

(会長)

ほかはいかがでしょうか。

委員どうぞ。

(委員)

資料2-1、新たに特定生産緑地の指定を受ける、1番目の今井2丁目のところですか。おそらく今井馬場崎交差点のところ、今、物流拠点を作っているところの向かいではないかと思うんですけども、私が小さいころ頃から、農地だったような気がするんですけども、そこだけ畑がずっと続いて、何も作っていなかったという記憶があります。何かきっかけがあったのですか。ここが新たに特定生産緑地に指定された理由が、もしわかれば、教えていただければと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

こちらの図面番号「5分の3」、「241番」の新規指定のところですが、こちらは、元々生産緑地でありましたが、生産緑地の指定期間が隣接とは違いまして、今回、期間経過30年を迎えるということで、特定生産緑地に移行するものであります。

(都市整備部長)

議長、一点補足よろしいでしょうか。

(会長)

はい、都市整備部長。

(都市整備部長)

補足ですけれども、特定生産緑地につきましては、元々が生産緑地だった場所について、期間経過する前に、特定生産緑地に指定できるという形になってございますので、特定生産緑地としては新規指定ですが、元々、生産緑地だった場所となります。期間経過する前に特定生産緑地に指定すると、10年間優遇措置が延長されるという制度になってます。

(会長)

はい、ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。

「特定生産緑地の指定について」は、原案のとおり決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

< 異議なしの声 >

(会長)

異議ないものとして、諮問事項「特定生産緑地の指定について」は原案のとおり決定いたします。

ありがとうございました。

7 協議事項

(1) 青梅市都市計画マスタープランの改定について

(会長)

それでは、議事日程「7 協議事項」になります。

まずは1番目の「(1) 青梅市都市計画マスタープランの改定について」でございます。

お手元に、現行の都市計画マスタープランの冊子があると思いますので、そちらも御参照いただければと思います。

それでは協議事項ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

(都市整備部長)

議長、都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長。

(都市整備部長)

それでは、「青梅市都市計画マスタープランの改定」について御説明申し上げます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市民に最も身近な自治体である市町村が主体的に定めるもので、今後の都市計画やまちづくりの総合的な指針となるものであります。

本市では、平成11年度に初めて、青梅市都市計画マスタープランを策定し、平成20年度に一部見直しを行い、平成26年5月に現行計画に改定しております。

今回の改定は、前回の改定から10年が経過するほか、令和4年度に第7次青梅市総合長期計画が定められたことなどから、社会情勢の変化および市の総合長期計画をはじめ、国や都の関連計画との整合を図るため、令

和5年度から3か年計画で、見直しを進めているところであります。

本日は、改定素案のまちづくりの「目標」および「基本方針」につきまして、御協議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

改定内容の詳細につきましては、担当課長より御説明させていただきます。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

それでは、「青梅市都市計画マスタープランの改定」について御説明申し上げます。

初めに、本計画は、本市の目指すべき将来像を地域特性や実情を踏まえ、市民意見を反映しながら明示し、市民や事業者等に対して、市が共有するビジョンとして「まちづくりの目標」を示すものであります。

改定にあたっては、東京都の「都市計画区域マスタープラン」との整合や、本市の行政活動の基本となり最上位計画である「青梅市総合長期計画」に即して策定するものであります。

目標年次は、概ね20年後の将来都市像を展望しつつ、具体的な取組は10年後を見据えた計画としております。

これらを踏まえまして、本日の資料を用いて、説明に入らせていただきます。

お手元の資料3-1を御覧ください。

「本計画の検討の経緯」であります。

昨年10月の本審議会以降、大きく分けて3つのステップにより、改定作業を進めてまいりました。

1つ目として、改定に関する前提条件から、現行計画における関係各課との調整、本市のまちの現状を踏まえた分析、そして、市民アンケートによる市民意向の調査などをもとに検証を行いました。

恐れ入りますが、資料3-2を御覧ください。

「市民アンケート調査集計結果」であります。

このダイジェスト版は、令和5年12月に18歳以上の市民3,000人を対象に実施したアンケート調査の主な結果であり、回収率は、34.3パーセントでありました。

主な傾向としましては、裏面上段に、まちづくりについての満足度、中段には、人口減少等による懸念事項、下段には、交通についての重要性などを記載しておりますが、共通して「バスの利用しやすさ」など公共交通の充実を求める意向が強いものと捉えております。

恐れ入りますが、再度、資料3-1を御覧ください。

2つ目の経過として、市の現況から見たまちづくりの「課題や方向性」を整理しております。

主要な課題としては、人口減少や公共交通の利便性、災害リスクに対する都市構造をどう組立てるかなどが課題として挙げられます。

また、その方向性として、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方や居住環境の維持、被災リスクの回避など、将来の人口減少・少子高齢化等を見据えた、コンパクトシティの形成を推進していく方向性としております。

最後に3つ目として、「改定素案（たたき案）の作成」を行っております。

この改定素案の作成にあたっては、庁内の検討委員会等にて協議を重ね、本日、たたき案として取りまとめております。

以上がこれまでの検討経緯であります。

次に、資料3-3を御覧ください。

今回の改定に関する主要な検討事項を抜粋したものであります。

今回、都市計画上、大きな変更点はないものの、本市の総合長期計画や関連計画との整合、時代潮流に合わせた時点更新等を行い、基本的には現行計画を継承する形としております。

その中でも特に改定のポイントとなりうる4項目を抜粋しておりますので、順を追って御説明いたします。

1つ目として「全体構想の改定の方向性」であります。

現行計画では、まちづくりの基本方針として人口動向等を踏まえ、土地

利用、交通体系、自然・都市環境、都市施設、安全・安心、景観形成、産業環境の7つの分野別に方針を定めております。

今回の改定もこれを継承しながら、上位計画等との整合を図り、市の現況などから改定の方向性を設定した上、計画変更や内容更新を行っております。

2つ目として「テーマ別構想の改定の方向性」であります。

平成11年度の本計画策定の際、東部・北部・西部の地域別構想に関わらず、重要な整備施策を一団に行う地区を特別課題地区として、「多摩川沿い地域」と「中心市街地地域」の2つのテーマ別の整備方針を位置付け、現行計画でもその考えを継承しております。今回の改定にあたっては、2つの地域の取組状況等を整理し、今後の継続性について検討を行ってまいりました。

その結果、「多摩川沿い」は、中流での施策が中心になったこと。また、「中心市街地」は、東青梅駅周辺の施策が中心になったことから、これまでの特筆すべき課題が現状では限定的となりました。これにより、改定後は、地域別構想の中で、他の方針と一体的かつ連動的に整理することが可能となり、これまでのテーマ別の方針は地域別構想に集約することとしております。

次に、裏面の3つ目として「構想路線の位置づけ」であります。

現行計画では、未整備かつ法的な位置付けがない2路線を「構想路線」として位置付けております。

図面上、赤枠で囲った黄色の点線箇所であります。

北側の①都道194号線成木河辺線は、市街地と小曾木街道を結ぶ路線であります。

南側の②の路線は、河辺地区と吉野街道を結び、主に多摩川を渡る橋りょうとなる箇所であります。

これら2路線の位置付けや経緯を踏まえて検討した結果、都市計画道路等の位置付けがなく、事業化の実現性、将来性がないこと。また、成木河辺線にあっては、東京都への要望も取りやめたことなど、総合的に判断し、本計画から削除する方針としております。

4つ目として「観光交流拠点の位置づけ」であります。

現行計画では、将来都市構造にて、梅郷、沢井、御岳の地区を「観光交

流拠点」として位置付けております。

図面上、赤の点線で囲っている中で、西部地域の点線箇所となります。

下段の「現行計画策定後の動き」に記載のとおり、本市の総合長期計画や観光戦略において、観光施策は特定の地域を指定せず、市全域で行うものとしております。

改定後は観光交流拠点の範囲は図示せず、拠点の形成に関する表現は行わないものの、全体構想の中では、引き続き、観光交流の促進を位置付け、観光施策の重要性は継続していく方針としております。

以上が今回の改定に関する主要検討事項であります。

次に、資料3-4を御覧ください。

今回の改定骨子となる「都市計画マスタープランの素案（たたき案）」であります。

資料のボリュームの関係で、本日は、主なポイントに絞って御説明させていただきます。

初めに、表紙を1枚おめくりいただき、目次（構成案）を御覧ください。

改定計画の構成につきましては、一部、タイトルを変更している箇所もありますが、基本的には現行計画を継承する章立てとしております。

1枚おめくりいただくと、本日、御協議いただく第2章および第3章の目次であります。

この第2章と第3章は、将来都市構造や全体構想など本計画を策定する上で、重要なポイントとなり、まちづくりの方向性を示すための基本的な考え方となるため、本日は、ここに絞って御協議いただくものであります。

まず、右側1ページの「まちづくりの目標」であります。第2章では、「都市の将来像とまちづくりの目標」そして「将来都市構造」についての内容となります。

そこで、2ページを御覧ください。

ここでの「まちの将来像」、「基本理念」、「3つの目標」は、総合長期計画等との整合を図るとともに、時代潮流等を踏まえた内容に更新しているものでありますので、詳細については割愛させていただきます。

次に、4ページを御覧ください。

「2. 将来都市構造」の冒頭には、現行計画にはなかった「（1）基本的な考え方」を追加し、人口減少や少子高齢化、災害への対応などの社会

潮流を踏まえ、持続可能なコンパクトなまちづくりを推進していく方針を記載しております。

次に、7ページの「将来都市構造図」を御覧ください。

図面左下には凡例を記載しております。

この将来都市構造図は、土地利用のまとまりや特性を示すもので、総合長期計画と整合を図っている「ゾーン」、市内外の交流や結びつきを強めるため、国道や都道など骨格的なネットワークとなる「軸」、都市機能や人流集積を図る地域を示す「拠点」の3つの要素から構成されております。

今回の改定で、「ゾーン」については、総合長期計画との整合を図ることから、明星大学青梅キャンパスを「将来活用エリア」としております。

「軸」については、基幹交通軸、補完交通軸の定義を整理するとともに、先ほど申し上げたとおり、「構想路線」の位置付けは削除しております。

「拠点」については、主要3駅周辺地域や文化・芸術活動拠点を実態に合わせて、エリアの修正を行うとともに、先ほど申し上げたとおり、「観光交流拠点」の位置付けは削除しております。

次に、前のページ6ページに記載の「エ 生活中心地」であります。

生活中心地につきましては、現行計画同様に具体的に将来都市構造図への図示はできないものの、コンパクトなまちづくりを踏まえ、災害リスクの視点や生活サービス機能・居住機能の集約に向けた表現に変更しております。

以上が将来都市構造の御説明となります。

次に、8ページの第3章「まちづくりの基本方針（全体構想）」を御覧ください。

ここでは、第2章の将来都市構造を踏まえ、現行計画と同様に、7つの分野別方針を記載しております。

時間の都合上、大変恐縮ですが、各分野のポイントのみを御説明させていただきます。

初めに、9ページの「1. 土地利用の方針」であります。

土地利用における「基本的な考え方」として、人口減少・少子高齢化等に対応していくため、緑の豊かさと都市の活力が備わったコンパクトシティの形成を目指してまいります。

この考え方は、次に御説明する交通体系の整備方針や、安全・安心のま

ちづくりの整備方針にも強く関わっていくものとなります。

市街化区域の方針では、現行計画の考え方を踏襲しつつ、具体的な表現等を見直し、更新しております。

また、11ページの市街化調整区域の方針では、豊かな自然の積極的な保全と活用は継続して図りつつ、既存集落におけるコミュニティについて、災害リスクが低い地域を考慮しながら、維持を図るとともに、既存宅地や空き家の活用による地域の活性化を図っていくとしております。

次に、14ページの「2. 交通体系の整備方針」であります。

交通体系においても先ほどの土地利用方針と同様に、将来の人口減少等を踏まえたコンパクトなまちづくりの都市構造の形成に対応していくため「幹線道路の機能の充実」や「持続可能で多様な公共交通サービスの確保」等の考え方のもと、多様な交通サービスの導入や、公共交通空白・不便地域の解消等を図ってまいります。

また、公共交通施策全般に関しましては、令和5年3月に策定した「青梅市地域公共交通計画」との整合を図っていくものとしております。

次に、19ページの「3. 自然・都市環境形成の方針」につきましては、多摩川の利活用のあり方検討のほか、グリーンインフラの推進や、カーボンニュートラルの実現、脱炭素化に向けた取組などを掲げ、現在、改定中である「青梅市環境基本計画」等との整合を図っていくものとしております。

次に、24ページの「4. 景観形成の方針」につきましては、現行計画から大きな変更はありませんが、記載内容の精査を行い、表現の簡素化を図っております。

次に、28ページの「5. 都市施設の整備方針」につきましては、現行計画にはなかった「公園の整備・管理方針」を加えるとともに30ページにこれまで地域別構想に記載していた「し尿処理施設」、「リサイクルセンター」、「火葬場」の方針を「その他の都市施設」として、この全体構想に移行したものであります。

次に、32ページの「6. 安全・安心のまちづくり方針」につきましては、防災や防犯の観点から建物倒壊、延焼のリスクへの対応や空き家対策の強化などによる安全な市街地、住宅地等の形成を図っていくことを加え、災害に強いまちづくりをさらに推進していくとしております。

次に、37ページの「7. 産業環境の整備方針」であります。

現行計画にある産業拠点、産業系土地利用の考え方を継承しつつ、ものづくり関連の起業の支援を加え、産業まちづくりの更なる推進を図ります。

また、39ページの観光まちづくりでは、既存の観光資源の高付加価値化の視点を取り入れ、美しい山や溪谷を満喫するアクティビティなどの体験、古民家等を活用した宿泊施設など、梅郷・沢井・御岳地区をはじめとした市内各所に魅力ある「観光のまちづくり」をさらに推進していくとしております。

以上が分野別方針の御説明となります。

最後に、資料3-5を御覧ください。

「今後のスケジュール」であります。

昨年度の本審議会でお示しした内容と大きな変更はなく、引き続き、令和7年9月頃の改定を目指して作業および検討を進めてまいります。

今後の予定としましては、来月11月頃にワークショップ形式による市民座談会を3つの地域別にて開催し、その後、改定原案としたものを次回の本審議会にて再度、御協議いただく予定としております。

なお、次回は、2月頃の開催を予定しておりますが、その際は、第1章の「青梅市の現況と課題」から第5章の「本計画の推進に向けて」までの計画全体を「原案」として取りまとめ、御提示させていただく予定であります。

その原案をもとに年度末までには、パブリック・コメントの実施を予定しております。

大変雑駁ではありますが、「青梅市都市計画マスタープランの改定について」の説明は以上となります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。

今2人手が挙がっておりますので、お願いできますでしょうか。

(委員)

座談会というのは、具体的にどの地域でしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

今回の都市計画マスタープランの内容に書いてありますとおり、地域別で北部、東部、西部の3箇所で開催を予定しております。

(委員)

細かいところはまだ決まっていないということですか。

(会長)

会場という意味ですね。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

東部につきましては青梅市役所、北部につきましては小曾木市民センター、西部につきましては梅郷市民センターを会場として予定しております。市内全体の市民を対象に参加者を募る予定でおります。

(委員)

ありがとうございます。

変わりました、資料3-3をお願いします。

裏面の「3. 構想路線の位置づけについて」、下段の構想路線の廃止ですが、第5次総合長期計画以降、総合長期計画における整備の位置付けが

なくなっていることにリンクして外すのはわかりますが、友田町の信号のところですが、私も住民の方から常々相談を受けていて、行楽シーズンには1時間待ちすることもあり、ひどいときにはトンネルが詰まってしまうこともあります。

現実的に難しいこともわかりますが、今後、別の形で代替案など、検討は進むのか、御意見お聞かせください。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

今回の構想路線の南側の路線につきましては、削除する方針で、代替案は考えておりませんが、友田町の信号の渋滞の対応につきましては、東京都さんとも連携をしながら、解消できることがあれば検討してまいりたいと考えております。

(会長)

それでは、委員どうぞ。

(委員)

これからもワークショップやパブリックコメントなどで、市民の声を取り入れていくことはわかりました。

しかし、資料3-2ですけれども、18歳以上、3,000人にアンケートをとったということですが、地域によって回収率というか、パーセンテージにばらつきがありますが、どのように分析されたのか教えてください。

(会長)

これは、人口が多いところはたくさん撒いてるので、パーセンテージが上がるということですよ。

回収率という数字ではなく、配布をした割合と、配布をして回収された割合なので、人口が多いところは、配布数も多いですから、回収もそれだけ多くなるということを表してるんだと思います。

(委員)

ありがとうございます。

そうしますと、次の回答者の年齢のところを見ますと、60歳から69歳が19.4パーセント、70歳以上が38.8パーセントということで、若い世代の回答率がすごく少なくなっていると思います。

アンケートで見る限り、そのときに答えた意見というのは、高齢者層の意見を反映したプランになってしまうのではないかというふうに思ってしまうのですが、その辺は、いかがですか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

今回の調査対象につきましては、地域や年齢、性別を均等になるような形で依頼をしているところであります。

若い世代の回答率が低いというのは、全体的なアンケート調査に言えることかと思いますが、青梅地区、梅郷地区、東青梅地区、新町地区など若い世代も比較的多く住んでるエリアにおいては、ほかの世代と変わらない回収率にはなっております。

(委員)

次に、その下の「これからも青梅市に住み続けたいか」の回答で、「18-29歳の市外に移り住みたい傾向が強い」と書いてありますが、ここに関しては、若い方が多く住んでる地区の方も回答があったということです。市民の若い方のニーズは、市として弾力的に運営するように

して、多くの市民に利用しやすい環境を整えていくというような方向性を、これから考えていくということによろしいでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

若い方の市外に移り住みたい傾向が強いというところですが、「勤務地・通学地の状況」を見ますと、市内より、市外に通勤通学している方が多く、職場の近くに移住したいということが理由の一つとして挙げられるかと思えます。

また商業地の環境や、商業工業の活性化についての満足度は平均値よりも低く、働く場所や、買い物する場所について不満を持っているというところを捉えている状況でございます。

(会長)

ほかにはいかがでしょう。

委員。

(委員)

交通計画についてお伺いします。道路整備という意味では、結構綿密な計画を立てられていると思います。

私が今まで何度か発言してきて、何も進展がないことの1つがモノレールのことです。モノレールは、箱根ヶ崎まで計画されていて、その後はまだ計画されていません。羽村市やあきる野市が一生懸命誘致をやっていますが、もう少し西にルートを動かして、青梅の西部に利用できれば青梅の西部の発展や利便性に大変貢献するものではないかと思っています。その点に対して、全く進展が見られませんが、現状、可能性としてどうなんでしょうか。

市長は、「青梅は西多摩の雄になる」と一生懸命頑張っておっしゃっていますが、現状、色々な交通の面で、青梅は少し西多摩から孤立していると思います。

鉄道は大変利便性が良くなりましたが、西多摩地域で、青梅とほかの地域との交流や交通は大変、疎になっています。秋川に行くと驚きますが、バスの便がすごく良くて、さらにコミュニティバスもあれば、100円で秋川駅から草花まで行けるんです。そういう便利なものもありますし、八王子までも通ってますし、ほかの市との交通の連絡性がないと将来性がないのではないかと思います。

単に、中央線に繋がれて、東京に行くだけでは、出ていく人口ばかりで、もっと緩やかな発展をして、地域的な中心になるという要素が抜けているのではないかと私は考えていますが、その点はいかがでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

委員がおっしゃるのは、資料3-4の16ページに書かれている多摩都市モノレールの延伸整備促進というところかと思います。

ここに記載されてるとおり、現行計画からもそうですが、こちらにつきましては、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じて、毎年要望を行っているところであります。

方面としましては、箱根ヶ崎や町田、八王子方面として要望をしているところがございますので、引き続き、協議会を通じまして要望を行っていく考え方でございます。

(委員)

今の続きですが、色々なところで、箱根ヶ崎から羽村を通過して秋川へ行く計画ルートが示されていますね。あれは勝手に、その地域の方がやって

るだけというふうに考えていいんですか。

(都市整備部長)

議長、都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長。

(都市整備部長)

多摩都市モノレールの今後の整備でございますけれども、国の構想では、箱根ヶ崎から羽村、八王子方面に行くというような形でございます。

市としては、現状、多摩都市モノレールの整備を早く進めていただくよう、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じまして、要望している立場でございます。

個別計画の内容について、この場で、云々することは、難しいところがございます。

(委員)

今の要望計画図でいくと、青梅市が取り残されてしまうのではないかと私は心配しているのですが、資料ではそのような心配はなく、羽村から秋川に行くルートで十分であるということで、早くできればいいというふうに要望してるという意味ですか。

(都市整備部長)

都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長。

(都市整備部長)

現段階では、現行の計画について、青梅市としても早期に実現してもらいたいという立場と捉えております。

(委員)

もう一ついいですか。

(会長)

少し待ってください。

本件について、御発言を希望される方は、あとどれぐらいいらっしゃいますか。

まだ数名いらっしゃるようなので、なるべく短く御発言をお願いできればと思います。

それでは、どうぞ。

(委員)

中心市街地活性化法案による青梅駅前のビルについて、マンションとしては大丈夫なのかと思います。1階、2階については、かなり良くない状況ではないかと私は考えているわけですが、1番の問題は、1階店舗に希望する業者が少ないということです。そのネックとなるのは駐車場がないことです。市もたくさんお金を出して、国費もたくさん使って造る施設なのに、失敗されては困るわけです。特に、日常生活の買い物ができる施設を造るということは、市も肩入れしてもおかしくないと思います。公共施設ではなく、民間施設でしょうけれども、そういうものを造ることに力を入れてもらってもいいと思っています。

マスタープランとしては、どのように考えてるのですか。

(会長)

御意見ということで、後で一括でお答えをいただきます。

それでは、委員、お願いいたします。

(委員)

座談会の件です。

私達は、そもそも、この上位計画にある総合長期計画に異議を唱えておりますので、あくまで、その関連としてつくられる計画の範囲ということで伺います。

住民の意見をどう取り入れていくかということで、座談会を開催するということですが、前回の資料を見ますと、4箇所で行われていて、33人が参加したということですが、もっと広げていこうとか、そういったことについて考えられているかどうか伺います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

前回の座談会につきましては、4箇所ということで、北部、西部、東部、全域という形でしたが、今回は、今後の地域別構想を具体化していく中で、北部、西部、東部に絞った3箇所について、意見を伺っていこうという考えでございます。

(委員)

可能性があれば、さらに工夫、検討をしていただきたいと思います。

もう1つ、今まで中心市街地という考え方があり、その計画も作られました。今回については、その点について見直しの考え方も示されておりますけれども、やはり、市民の感覚からいって新町、河辺地域と、東端地区は産業の地域としてありますけれども、そういった地域についての位置付けというのは検討されなかったのかどうか伺いたいと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

東端地区や新市街地計画ゾーンに関する現行の位置付けについては、今後どうあるべきか等を継承し、もちろん検討してございます。

(委員)

どう検討したのか、教えて下さい。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

現状の検証、精査してるところですが、位置付けに関しましては、現行計画を継承していく考え方になっております。

(会長)

では、委員どうぞ。

(委員)

資料3-4、マスタープランたたき案の5ページです。非常に細かいので、答えられる範囲で構いませんが、右側「(キ) 将来活用エリア」の1番で、成木地区の鉾山・採石事業地についての記述がありますが、将来、この跡地を活用というふうに書いてありますが、現時点で何か構想はあるか、教えてください。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

現時点で、具体的な計画はございませんが、あくまでも現行通り、保全をしながら活用の方針が生まれれば、その都度、検討していくという位置付けとしております。

(委員)

よく採石場跡地で爆発をする特撮撮影があると思います。それを自治体で、爆発体験をするのをやっていたと聞くので、そういうのも検討していただけないかと思います。意見です。

別のページに行きます。

資料3-4、11ページの左側「(ウ)計画的に開発を誘導する地域(新市街地計画ゾーン)」とありますが、東端地区と黒沢地区の採石場跡地について、雇用の生まれる産業の集積促進と記載がありますが、現時点で、雇用が生まれるような計画や構想というのがあるのでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

東端地区と黒沢地区の採石場跡地につきましては、新市街地計画ゾーンということで、長期計画と整合を図っているところでございまして、記載のとおり、東端地区につきましては瑞穂町と連携をしながら進めていきます。

雇用につきましては、あくまでも民間主導で、動いておりますので、今後も密に情報共有しながら、検討を進めていくというような位置付けになっております。

(会長)

委員。

(委員)

細かいところで大変恐縮ですが、32ページの「安全・安心のまちづくり方針」の右側、「(1) 災害に強いまちづくりの方針」で、立川断層と記載してあります。今、箱根ヶ崎断層と呼ばれるようになったというような話を聞きますが、マスタープランは今後十何年も先もあると思いますので、記載の変更や名称の呼び名等については、検討はあるのでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

こちらの名称につきましては、地域防災計画がございますので、そちらとの整合を図ったり、適切な表現には、今後状況を見ながら協議してまいります。

(会長)

では、委員お願いいたします。

(委員)

先ほどのモノレールの話ですが、あきる野市で講演がありましたが、これは行政が関わってません。商工会議所が民間ベースでやっているので、多分50年以上先だと思います。

お話したいのは、防災の事です。多くの自治体で、都市計画マスタープランを改定するときに事前復興というのを入れながら改定するのがトレンドですけれども、拝見したところ、そのような文言も出てこないの、何かそういうのを入れたらいいのではないかという意見です。

災害で危険なところを色々と書かれていますが、災害が起こった場合、どういう復興をするのか、目標みたいなものを設定して、そこに到達するつもりでシナリオのようなものを考えておくのではないかと思います。

す。

具体的にどこまで書けるかは、事務局で検討してもらわないとなんとも
言えませんが、少し検討していただければどうかという意見です。

(会長)

はい、御意見ということで頂戴しました。

では、委員どうぞ。

(委員)

先ほどの委員の、御指摘と私も同じです。

私は今、一般社団法人こーよ青梅の社員をやっておりますので、まちづ
くりに関わる部分について意見を述べさせていただきます。

まず、P 5の「(5) 拠点 ア、業務・商業、文化サービスなどの都市
拠点」、P 9「④市内の買い物環境の向上」、P 10「商業系土地利用」、
P 20「(3) 脱炭素まちづくりの方針 ア、都市機能の集約化による歩
いて暮らせるまちづくりの推進」、ここが全部、駅周辺地域を対象とした
話しか書いていないんです。ですから、井上委員の御指摘にあったような
ことが、ここに追記されるべきだと私は思っております。

要は、今の青梅にとって、コンパクトなまちづくりの拠点となるという
のが、本当に駅周辺だけなのでしょうか。現実には、商業施設が新規出店し
たり、新規の住宅建設が多いのはどこかをよく見据えて、そこを拠点とし
て、今のところを追記すべきかと思っております。例えばインターチェンジか
ら西に向かう道路沿いの地域は、とても新規の出店が多いですし、この周
辺は新規の住宅開発も進んでおります。

こーよ青梅でもマルシェをやると、わかぐさマルシェが1番集客率が多
いということもあるので、こういう地域をコンパクトなまちづくりの拠点
として、先程の各章、各項目のところに入れてほしいなというところであ
ります。さらに、現在この地域は、色々なところから車でお買い物に来ら
れたりしていますが、近隣住民に対しては、徒歩や自転車を交通の中心手
段として、ゼロカーボンシティ、あるいは健康寿命日本一と言っております
から、それも実現する上では、買い物環境と地域住民の活動の場が一体
となって、歩いて暮らせるまちづくりをやってほしいなと考えてます。

周辺というのは、通勤や通学のついでに買い物ができ、非常に便利で良いところがございますので、むしろ、そういうニーズにお応えするような整備をして、毎日の買い物は、人口密集地域の中にあるところを拠点化した方がいいのではないかという意見です。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい、御意見ということで頂戴します。

委員。

(委員)

私は一点だけ伺います。最初の説明で、今回この人口減少や社会情勢の変化ということで、アンケートをとりますと、公共交通に対する意向がとて強いというお話がありました。

そういう中で、私は削除すべきだと思ふ箇所があります。

資料3-4、4ページ、「(2)骨格交通軸」や14ページ「(1)道路網の整備方針」に交通問題が書かれておりますが、都市高速道路・多摩新宿線の件です。

地下を通る弾丸道路ということで、4兆円程かかると以前聞いたことがあります。相当な負担が、市民、国民にもかかりますし、そういうものよりも、高齢化社会の中で、身近なコミュニティバスや、青梅市も努力されてますけれども、買い物に行きやすい、通院しやすいなどの、そういう交通網にもっとシフトすべきだと思います。

ですから、この都市高速道路・多摩新宿線については、今後、青梅市としては、もうやめていただきたい、削除をしていただきたいと思っております。現実離れしてるのではないかと思います。やはり市民の身近なバス、そうした公共交通の整備などに、もっと重点を置いたまちづくりをやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

先ほども、東京都の第5次の整備路線の関係で2つの構想路線は削除すると言っておりましたが、都市高速道路・多摩新宿線についても、削除すべきだと思います。

(会長)

御意見ということで、お伺いしていきたいと思います。
進行の負担感もございまして、短くお願いします。
委員。

(委員)

資料3-4、14ページの「2.交通体系の整備方針」ですが、ゼロカーボンシティの話やスポーツ環境もあると思いますが、自転車の活用に関する考えや方向性を教えていただければと思います。あるいは、入れ込んだ方がいいと思ってます。

(会長)

現時点で計画的なものがありますか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

自転車の関係でございしますが、15ページの左の中段あたりに、「市街地の道路整備」の中で、観光交通に対応をした駐車場の適正配置、レンタサイクルやシェアサイクルの普及などを検討していくとしております。

基本的には、地域公共交通計画の中で、自転車施策についても位置付けておりますので、そちらと連動しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

(会長)

委員。

手短かにお願いします。

(委員)

産業についてです。

企業誘致の条例があっても、なかなか土地がないというお話もある中で、前回からの流れを汲んでいくしかないというところもありますので、ぜひ、産業の誘致を進めていただきたいと思います。いきなり半導体の工場が来るわけではないと思いますけども、しっかり進めていく方針を定めていただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

もう一点協議事項がございます。

今日は、御意見を頂戴するということで皆さん、言いつばなしになるかもしれませんが、御意見をいただき、少しだけ時間延長させていただけないかと思っております。

(2) 青梅市みどりの基本計画の改定について

(会長)

続きまして、「(2) 青梅市みどりの基本計画の改定について」、こちらも非常に重要な計画ですが、手短かに説明をお願いします。

(環境部長)

議長、環境部長です。

(会長)

環境部長。

(環境部長)

着座にて失礼いたします。

それでは、協議事項の「(2) 青梅市みどりの基本計画の改定」について御説明いたします。

みどりの基本計画につきましては、都市緑地法第4条にもとづき、市が

策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針」であり、市が進めるみどり施策のマスタープランとなるものです。

現行計画につきましては、平成26年度に策定しており、約10年が経過しております。

この間、社会経済状況やみどりを取り巻く状況が大きく変化するとともに、市の最上位計画である青梅市総合長期計画が令和5年度から改められているため、これらを踏まえて改定を行うものです。

本件につきましては、前回の当審議会におきまして、報告させていただいたところですが、その後、市民アンケートや小・中学生アンケートなどを行って、この度、骨子（案）を取りまとめましたので、本日、御協議いただくものであります。

詳細につきましては、公園緑地課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

（公園緑地課長）

議長、公園緑地課長です。

（会長）

公園緑地課長。

（公園緑地課長）

それでは、「青梅市みどりの基本計画の改定」について御説明申し上げます。

本日、配布しております資料に沿って、御説明いたします。

まず、資料4-1を御覧ください。

こちらは、本計画の「検討経緯」をまとめたものであります。

「1. 現況の整理（令和5年度）」では、実施した①関係各課ヒアリング調査から、右側に記載した②社会情勢の整理、③現況特性の整理、④市民アンケートの実施を踏まえ、「2. 現行計画の評価・分析（令和5年度）」を実施いたしました。

結果といたしましては、資料中央右欄に記載の黒丸のとおり、1点目、「みどりの総量や公園整備量は大きな減少はなく、市民や小学生からも市

内の緑が多いことへの評価は高い」こと。2点目、「重点プロジェクトを中心に取組施策を実施し、計画全体の取組の進捗も概ね評価できる」こと。3点目、「自然学習や体験イベントは実施しているが、市民の関心度はあまり高くなく、普及啓発が十分ではなかったと思われる」こと。を総体的な結果としてまとめております。

次に、この結果に伴い、「3. みどりのまちづくりの課題（令和5～6年度）」として、課題①、骨格となるみどり（山地・丘陵地、河川、崖線樹林など）の継続した保全、生物多様性の配慮が必要。課題②、ニーズの多様化に対応した公園緑地の利活用、効率的・効果的な運営管理が必要。課題③、農地の多面的機能（生産の場、防災・減災など）の保全、農地・農業に対する市民の理解・興味の向上が必要。課題④、Well-beingの向上に寄与するみどりのある環境づくり、民有緑地の適切な保全が必要。課題⑤、生き物の生息・生育環境となる山林、里山林の適正な管理、まちなかのエコロジカルネットワークの形成が必要。課題⑥、多様な主体との連携による公園、緑地、河川等の保全、ボランティア活動の新たな担い手の育成が必要の、6項目の課題をもとに本計画を形成していくことといたしました。

裏面を御覧いただきたいと存じます。

「4. 改定計画内容の検討（令和6年度）」であります。

こちらは、令和6年度に実施した、または実施を予定する検討内容であります。

次世代を担う小中学生のアンケート等に加え、本年度は、市内に所在する都立多摩高校、都立青梅総合高校や特別支援学校の「青峰学園」への意見聴取を実施していく予定としております。

現在までの意見等を踏まえ、「計画改定の視点」、「基本理念・基本方針・みどりの将来像図」等の本計画の骨格を中心として、個別施策・地区別方針等を検討した結果を、今回の骨子（案）としてまとめております。

次に「5. 改定スケジュール（案）」であります。基本的には、「都市計画マスタープラン」のスケジュールと連携して、本計画の改定まで進めていくこととなります。

続きまして、資料4-2を御覧ください。

こちらは、「アンケート調査 結果概要」であります。

本年2月に市内在住の18歳以上の市民3,000人を対象に実施した市民アンケートでは、971人の方から回答をいただき、回収率は、32.4パーセントでありました。

主な内容として、緑の量、緑の質などの満足度・重要度が高い傾向であるほか、公園の利用頻度では、「ほとんど利用しない」との回答者が最も多かったことや、ボランティア活動については、「参加したいが時間的、体力的にできない」との回答割合が高かったことなどから、公園緑地の魅力を創出する方策や市民団体が効果的に活動できるよう、市として連携を強化していくことなどがこの結果から考察できたものと捉えております。

裏面を御覧いただきたいと存じます。

左側の列、上段側の「小学生アンケート」では、公園利用度が高いことや、下段側の「中学生アンケート」では、中学生はスポーツを中心とした公園緑地の利用方法など体を動かす行動が見受けられました。

これらの結果から、今後の公園緑地の整備では、健康増進等を図ることができる施設の充実が有効であると捉えたところであります。

また、右側の列に記載した「小学生オンライン交流会」では、ごみ対策の強化やレジャーに関するルールの徹底により、未来のみどり環境等が保全につながることのほか、自然の魅力発信による観光客の増加など、多くの貴重な御意見をいただいたところであります。

次に、資料4-3を御覧ください。

こちらは、後ほど御説明する資料4-4の「青梅市みどりの基本計画改定骨子（案）」の第3章「みどりの将来像」、および第4章「将来像実現のための施策」を要約した内容となっております。

まず、左側の列、上段の「計画改定の視点」では、新規の視点として、左端の黒丸のところとなりますが、「グリーンインフラの取組」、左から3つ目の黒丸のところ、「みどりのまちづくりの魅力向上に向けたパークマネジメント」を追加するとともに、継続・重視する視点として、左から2つ目の黒丸のところ、「生物多様性への配慮」、右端の黒丸のところ「協働・共創によるまちとみどりの活性化」を掲げております。

この4項目の視点を踏まえ、下の茶色の枠で囲った中にありますとおり、現行計画の基本理念であった「緑が十人十色に杣るまち 青梅」から、その下に緑色で囲った枠内に記載したとおり、新たな基本理念を「豊かなみ

どりを活かし、人とみどりが共生するまち「青梅」へ変更してまいります。

その下に記載した現行計画の基本方針に対して、一番下の枠内に記載したとおり、新たな基本方針は、左側から、「みどりをまもる」、「みどりを育てる」、「みどりを活かす」とし、濃い青色の所に記載したとおり、共通する方針として、「共創（みどりを共に創る）」といたしました。

右側、下段には、「計画目標」として、みどりの将来像の実現に向けて計画する目標設定を6つ、現段階で予定しております。

次に、右側の列、上段の図を御覧ください。

こちらは、「みどりの将来像図」であります。

青梅市総合長期計画の土地利用方針と整合性を図るとともに、図中に赤丸で示している市内主要3駅周辺を「みどりによって彩る主要駅周辺」エリアとしております。

裏面を御覧いただきたいと存じます。

ここでは、基本理念と4つの基本方針から、14の施策系統と33の個別施策を整理し、資料4-4の「青梅しみどりの基本計画 改定骨子(案)」の第4章「将来像実現のための施策」として掲載しております。

次に、資料4-4を御覧ください。

「青梅しみどりの基本計画 改定骨子(案)」にもとづき、現行計画との変更点を中心に御説明させていただきたいと存じます。

初めに、1ページおめくりいただきたいと存じます。

左側から、目次であります。構成案として第7章までを区分けして、展開していきたいと考えております。

今回は、メインとなる第3章および第4章をお示しさせていただいております。

第3章「みどりの将来像」につきましては、先ほど資料4-3で御説明した内容が8ページまでに記載されております。

9ページの「計画の目標」の設定につきましては、現段階では検討中であり、次回お示しできるように調整してまいります。

次に11ページを御覧ください。

第4章「将来像実現のための施策」であります。先ほど資料4-3で御説明した内容となります。

12ページからは「基本方針」の1から3に対する「個別施策」となり

ますけれども、時間の都合上、割愛をさせていただきたいと存じます。後ほどお目通しいただき、何かございましたら、事務局まで御連絡いただければと存じます。

次に、23ページを御覧いただきたいと存じます。

こちらにつきましては、重点プロジェクトについて記載をしております。素案の段階ではございますが、本市の総合長期計画をはじめとする関連計画、環境分野の計画で捉えている地域課題の中から、左側の列、下段に記載した、「①市街地のエコロジカルネットワークの形成」、右側の列、中段に記載した、「②住み続けたくなるまちづくり」、その下、「③カーボンニュートラルの実現」の3項目を抽出し、「グリーンインフラ」による取組を通じ、この地域課題解決に貢献していくという組み立てを構築したいと考えております。

個々の具体的な対策は、各分野で現在行われている施策を精査し、今後お示ししてまいります。

以上、大変雑駁ではございますが、「青梅市みどりの基本計画の改定について」の説明を終わらせていただきます。

(会長)

御説明ありがとうございました。

若干、審議会を延長させていただいて、言いつばなしで結構だと思しますので、御意見お願いしたいと思えます。

委員どうぞ。

(委員)

要望という形にさせていただきます。

みどりといいますと、大変幅が広いですがけれども、青梅市に住んでおりますと、ほかの自治体の住民の方からは公園などについてはかなり称賛される機会が多いと感じています。

ただし、市の面積の6割を占める山林に絞って言えば、青梅市の場合は、みどりを充実させるというよりは、あり余るみどりの保全、有害鳥獣の問題、災害対応など幅広く、管理がしきれないというようなことが課題になっているのではないのでしょうか。

その一方で、住民の皆さんの要望からしますと、この山林の環境を、青梅市の強みにしてほしいということが強いと思いますが、現状の計画ではなかなか展望が見えないというのが、私の正直な感想です。

本計画は基本計画であって、10年間というのは、市の計画としては長い方だと思いますけれども、緑の問題というのは、10年スパンでは考えきれないところが大きいのではないかとということも、原因の一つではないかと考えております。

今回、ヒアリングも行われたということですが、お子さんたちの意見を聞いたことは大事ですし、市民の方々も幅広く聞かれておりますけれども、農業者や林業者、数は多くないかもしれませんが頑張ってる方がおられます。漁協であるとか、優良田園住宅制度を望んでいる地域の方々もおられると思います。少子化が進んでいる地域もかなり重なると思います。ある中学校で、山林を生かした、非常に大事な教育活動も行われているということも伺っております。

こうした地域に関わるの方々に対しても、ヒアリングを行って、10年より先も考えた選択幅も含めた文言や、考え方などを、この計画に入れていただきたいということを要望したいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

委員、どうぞ。

(委員)

私も公園のところですが、公園がたくさんあるのはありがたいのですが、母親の意見としては、四方が道路に面してるところでは、ボール遊びができないので、ボール遊びなどができるように、ネットを張るなり、柵を造るなどの工夫をしてもらうといいと思います。

校長先生の考え方次第で、小学校の校庭で、放課後、遊べたり遊べなかったりがあるので、ぜひ公園で、子供たちがのびのびと遊べるような対策を要望いたします。

(会長)

ありがとうございます。

委員。

(委員)

「みどりを活かす」のところでは。

教育の観点を入れた方がいいかと思っております。常々、保育や幼児教育等で非認知能力を形成する年代の子たちが、非常に近い距離で、自然にアクセスできることは、地域の資源たりうる価値だと考えてきました。また学校教育においても、原文には記載がないですが、学校林としての位置付けが可能な森林区域もあると思うので、こうした観点も盛り込んでいくと、未来の青梅の宝物になると思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

委員。

(委員)

公園のところですが、先ほど、若い方がこれから使うために、スポーツを中心とした利用など、色々な意見がありましたけれども、高齢者や健康寿命の観点について、取り入れていただくことがいいかと思いました。

アンケート調査結果概要のところでは、公園の利用頻度が「ほとんど利用しない」が39パーセントと最も多く、利用したいと思える公園にするには、「トイレがきれい」など、施設を綺麗にすることを要望していらっしゃる方が多いことがわかります。

また、「公園利用の制限を減らす」と書いてありますが、公園利用の制限とは、どのようなことなのか、また教えていただければと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

以上でよろしいでしょうか。

私の進行の不手際がございまして、申し訳ございませんでした。

簡単にまとめますと、都市計画マスタープランの方では、交通に関する意見、それから、市内の主要3駅はいいけれども、それ以外の拠点をどうしていくのかという意見があり、この2つはわりと関わっていると思います。それから産業の話、災害からの事前復興も、もう少し強調してほしいというようなことがございました。

みどりの基本計画については、公園に関しては評価が比較的高いわけですがけれども、それ以外のみどりは、どうやって管理をしていくか、基本的には農業者や林業に携わってる方をお願いをするんですけれども、それだけでは管理できないということで、これは教育も含め、市民の方を、どこにどうやって関与させていくかといったようなことが、大きな課題になるのかなと今日の御意見を聞いて思いました。

以上、大変短いコメントになってしまいましたが、次回も協議事項として出てまいりますので、それまでに御意見、個別にございましたら、事務局の方にお伝えいただければと思います。

よろしく願いいたします。

8 その他

(会長)

それでは、だいぶ時間超過いたしましたけれども、これまでとさせていただきます。

最後の議事日程「8 その他」こちら事務局の方からお願いします。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

今回の審議会より、開催日程のお知らせや、先日の資料訂正などにおい

ては、電子メールによる周知とさせていただきます。今後はペーパーレス等の観点から、事務局からメールによる御案内をさせていただく場合がありますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○ 閉 会

(会長)

閉会にあたりまして、副市長から御挨拶をいただきます。

(副市長)

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、熱心な御審議をいただき、大変ありがとうございました。

一つ一つ、いただいた提言、御意見、また、会長がまとめていただいたポイントをよく掴んで、内部の方でも調整させていただき、次回の審議会の方にお示ししてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回青梅市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間にわたり御協力どうもありがとうございました。